

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 自動車税の収納の事務を委託した件 二五
- 公金の収納の事務を委託した件二件 二五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件九件 二六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 二六

## 告 示

### 福島県告示第四百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。  
平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（税 務 課）

### 福島県告示第四百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（児童家庭課）

### 福島県告示第四百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年四月二日次のとおり委託した。  
平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八番地
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町二丁目二四二番地
会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三二二八番地八
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇

会津若松地方森林組合	会津若松市城前二番二号	番地
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七七番地	三
南会津森林組合	同 郡南会津町針生字下宮三三八番地	同
只見町森林組合	同 郡只見町大字只見字田中一二八三番地	三
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四番地	
飯館村森林組合	相馬郡飯館村草野字本町八三番地	
双葉地方森林組合	一 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地	
いわき市森林組合	いわき市平字正内町一〇七番地三	
福島県木材協同組合連合会	福島市中町五番一八号	
福島県郡山地区木材製材協同組合	郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇	
東白製材協同組合	東白川郡塙町大字台宿字下稲沢三八五番地一	
福島県勿来地区木材製材協同組合	いわき市勿来町窪田道作三三番地	

三 収納の事務を委託する期間  
平成三十年四月二日から平成三十一年三月二十九日まで

(林業振興課)

**福島県告示第四百七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安達土地改良区から平成三十年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十三日認可した。

平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第四百八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月七日

(農村計画課)

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町字グミ沢原七〇九二の二、七〇九三の二、七〇九三の三、字グミ沢山七〇九一の一、七〇九一の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第四百九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字三郷字小甚平六七四四、六七四五、六七四七から六七五二まで、六七五三の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡猪苗代町大字三郷字假六〇六一、六〇六二、六〇六三の一、六〇六三の五、六〇六三の六、字栃窪道六三九五の一、六三九五の二、六三九八の二、六四三九から六四四二まで、字小甚平六七一二から六七一四まで、六七一五の一、六七一五の二、六七一六、六七一七の一、六七一七の二、六七一八、六七一九、六七一九の二、六七一九の三、六七二〇の一、六七二一、六七二三、六七二五、六七二六の一から六七二六の三まで、六七二七、六七二八、六七三九、六七四〇、六七四三、六七五三の一四

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
耶麻郡猪苗代町字グミ沢原七〇九三の一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬郡新地町大字福田字一ツ滝五五の八

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月七日

（森林保全課）

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市山上字新駅四八の一、四八の四

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

（森林保全課）

福島県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市山上字小平一〇九

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小平一〇九（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

（森林保全課）

福島県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市山上字二ノ平五五の三、五五の四

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

（森林保全課）

福島県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市山上字成沢一の二二、二の二

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
渡部信義 星美代子 玉川孝子 渡部佳規
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の

規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
馬場市雄 渡部卓司 馬場幸次
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

